

中国の犯罪予防教育

The Prevention of Juvenile Delinquency in Chinese School

山 田 美 香

Mika YAMADA

Studies in Humanities and Cultures

No. 4

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 4号
2006年1月

GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES

NAGOYA CITY UNIVERSITY
NAGOYA JAPAN
JANUARY 2006

中国の犯罪予防教育

山田美香

要旨 中国では犯罪予防教育が盛んである。2005年に北京で調査した際、法曹界が積極的に学校で法教育を実践していた。また中国の社会科・道徳の授業の指導要領には子どもが犯罪に遭わないためにどうしたらいいのかを第一義に考える項目があり、教科書もそのような構成となっている。その一方で、日本は少年犯罪発生を他人事のように考え、決して学校レベルで解決するという姿は見られない。

少年犯罪の対処の方法は中国と日本では大きく異なっている。

第一に、中国では犯罪予防の認識が高い。これは中国の社会が多様であり、貧困から犯罪に走ること、自己の権益が守れないこと、日本と同じように都市文化の影響で簡単に非行に走るケースが見られるなど、その対応に追われているためである。第二に、従来から、共産党組織や党の活動が犯罪防止に役立ったが、最近の中国では党主導の活動より学校教育で犯罪予防をする方向にある。第三に、日本では、個人のプライバシーや行政の家庭への介入への蓄積がないことが、問題を放置させる原因となっている。抜本的な改革が必要だと考える。第四に、中国ではモデル地区を選定し、その実施の状況を広く全国に進めていく政策方針を取っている。犯罪予防教育に対する各界の連携も北京市海淀区などは好例だが、各々の機関が協力しあう雰囲気を作っている。日本も各市町村にモデル地区を作るべきではないか。

キーワード：中国、少年犯罪、犯罪予防、法教育、社会科教育

1 はじめに

本論文では、中国の中学の教科書で扱われている犯罪予防教育の内容について論じ、その意義について中国の社会的背景との関係で述べる。同時に中国の先行事例からどのような点で日本の教育界に示唆を与えるのかを考える。

このほか中国では、国策として共産主義を標榜しつつ、その政治的特性を最大限生かし、地域住民と犯罪予防活動を行ってきたこれまでの状況、そして現代化の波にもまれ、既成組織とは異なる新しい民間の力量による犯罪防止活動も紹介したい。

先行研究として岡村志嘉子が青少年問題（52-2）で「中国における青少年犯罪予防対策の新たな展開」として「青少年の違法犯罪予防の一層の強化に関する共産党中央社会治安総合管理委員会の意見」（2000）「明日のために—青少年違法犯罪予防プロジェクト」（2004）を紹介している¹⁾。また菊田幸一が『中国青少年刑事司法』（明石書店2005年3月）第9章で犯罪の予防と更正を論じている。

2 少年犯罪の現状

最新の中国の少年犯罪に関するデータを得ることができなかつたため、中国の専門家による現状分析を紹介したい。

筆者も訪問した海淀区法院尚秀雲裁判官は「ママ裁判官」と呼ばれる少年司法の分野では有名な女性である。彼女は現在の少年犯罪に関して、「低年齢化、集団犯罪が突出している」と述べている。

同様に少年司法に関っている天津の少年法院審判長鄭琚は、「少年犯罪の原因は非常に複雑で、社会環境、家庭、学校など各面にわたるものだ」と認識している²⁾。ここから日本の少年犯罪分析とあまり変わらない都市部の非行少年の置かれた状況が分かるだろう。

このほか、1) 家庭の影響—ある保護者は子どもを非常に保護、溺愛し、子どもは自分勝手、好き放題、怠け者となっている。ある保護者は叩かなければ出世しないとばかり、誤った観念の影響で子どもを叩き罵り、結果、感情的に対立し子どもは家出をし、暴力団などに入り犯罪者になってしまう、2) 学校教育—進学率向上ばかりを追及している、3) 友達関係、4) 有害映像・図書、5) 消費が子どもの教育に負の側面があると指摘されている³⁾。

王鉄民が書くように「集団化（十三鷹）集団同士の衝突、ピストルによる犯罪、よい子の犯罪も増え、よい子の犯罪はまさに教育に対する最大の風刺で、女子の犯罪、犯罪手段の成人化、知能化が最近の少年犯罪の特性だとされる」⁴⁾。

ここから分かることは、少年犯罪は家庭という身近な環境が子どもに対して十分な教育的機能を有していないこと、人格が未形成で十分に社会性も有さないまま社会の享樂的な部分に感覚的に惹かれてしまうタイプに二分されるということである。また、最近の中国の少年犯罪は日本の少年犯罪の今日的課題と酷似している。①中国という共産党体制下でこれまで構築されてきた社会資源が市場化の波にもまれ有効な非行防止の場として機能しなくなった、②都市部の子どもの生活は日中間でほとんど違いがない、③子どもの問題以外の社会問題も共通なものが多い。中国の少年犯罪分析は、欧米の犯罪社会学、社会心理学、教育社会学などをベースにしたものが多いが、日中間の専門家は、家庭・学校に子どもたちの居場所がないことを結論としている。

1976年に終焉した文化大革命から改革開放へと時代が移行した時期には、新しい社会で既存の価値観があっけないほど簡単に否定されるなか少年犯罪の質も変化した。

そのため、花秀駿・華軍は「青少年が適応能力を高めるため、青少年の積極的な精神を養成するため、挫折教育は犯罪予防に重要な作用を持つと考える」と紹介している⁵⁾。人生経験が豊富な者による挫折教育のメッセージがリアルに伝わるのかは分からないが、新しい教育のあり方として授業のモデル、教材の開発をする必要があるだろう。

また、解放日報の記事で紹介されるように、少年の軽微な犯罪に対しては修復的司法の理念を取り入れるようになってきている。「未成年者による民事、行政紛糾は増加してきているが、こうした未成年者に適した特別な手続きがなく、未成年者に関する案件を処理するのに十分な経験を持つ裁判官も少ない。しかし刑法改正後、未成年者の軽犯罪行為が犯罪と見なされなくなったため、上海全市少年法廷の受理件数も減っている。中国社会は未成年者を司法的に保護する方向へ向かいながらも、機構の簡素化の対象になりかねない矛盾を抱えている」⁶⁾。

3 各行政機関の取り組み

少年犯罪の対処の方法は中国と日本では大きく異なっている。中国の方が①犯罪に対して危機感を持ち組織的に犯罪予防教育を実践している、②学校教育のカリキュラム、教科書でも犯罪予防のための内容が盛り込まれている、③教科教育以外に保護者への教育、政府の強力な指導の下、党組織・地域社会で協力して予防に取り組む状況がある。

教育行政における少年犯罪防止の取り組みは、德育（道德教育）に関して、学校での指導を管理・強化するというものである。中国の場合、德育は小学校の社会品德、中学校の思想政治など社会科の公民分野に道德教育をプラスした内容の傾向が強い。そのため日本の道德教育という狭い概念では理解ができない。つまり社会科学の視点でどのように子どもを犯罪から守るのか、そのために法律教育を中心とした知識を授業の中で応用し考える授業を展開したり、裁判所参観などの活動をしている。

「教育部では小中学生の法制教育（法律教育）を強化し、不良文化から乖離させ、安全に学校生活を送る環境を作るため、城鎮小中学校は社区（コミュニティ）との連携を強め、教師を社区の輔導員とした。夏休み、自己をコントロールできない生徒が増え、犯罪率も上がるというデータもある。条件が整っている学校では生徒に対して学校のパソコンなどの施設を開放し、教師を派遣して生徒の指導を行っている。家長（保護者）学校、家長会、手紙などで保護者を指導している。社区の輔導員となった教師は、愛国主義教育基地、青少年学生社会实践基地などを活用し、社区と共同で生徒に社区活動を計画し豊富な活動を提供し、夏休みを充実させている」⁷⁾。学校の教員が中心に、地域社会の輔導員となるなど、学校の人材を地域社会でも生かそうというものである。

中国は歴史的に共産党主導で青少年に生涯学習施設を建設、提供してきたが、それが現在では子ども達に関心をもたれず、彼らの関心がゲームセンターや別の遊びに取って代わられるなど状

況の変化がある。しかし政府としては中央集権的な方法で少年犯罪防止に取り組もうとしている。全国未成年人保護工作先進集団、つまり、少年保護関連団体として、「北京市青年報、工読学校、少年管教所、公安局、未成年人保護委員会、少年審判庭、市教育委員会、中学、關心下一代工作委员会、テレビ局、青少年教育保護委員会弁公室、救助保護流浪少年児童中心、実験幼稚園、公安局治安科、区委員会、青少年權益中心」等、多くの機関が名を連ねている。また、北京市教育委員会には德育工作部署会、未成年人思想道德教育視導専門家諮詢会、北京青少年毒品予防教育研討会がある。教育委員会は市小中学生守則（修訂）、小学生（中学生）日常行為規範（修訂）を配布している。

4 法律教育の現状

さて法律教育をはじめとする犯罪予防教育の責務はどこにあるのだろうか。

中華人民共和國「予防未成年人犯罪法」第8条第2款には「教育行政部門は未成年者犯罪の予防教育を効果的に学校の職務の重要な内容とする」と規定され、教育行政は学校法律教育及び青少年犯罪予防教育を効果的に評価すること、さらに教育管理・教師の教育水準に対して明確な評価目標を定めると記されている。

教育部弁公庁等三部門通知要求によれば、「司法部、教育部、中央総治協調室共同で、法律教育を強化し、法制副校長に法制日報を購読するよう要求した。党の十六大報告は、法律宣伝教育を強化し、人々の法律素養を向上させることを明確に要求している。そこで教育部、司法部、中央総治弁、共産党青年団は『青少年、学生の法律教育工作を強化する若干の意見』を連名で公布した。法制副校長、法制輔導員制度、法制副校長の養成と必要について、法制日報、長安など中央政治法律委員会の機関法規幹部が、青少年・学生の法律教育は重要であると強調した」というように、関係官公庁が共同で法律教育を重視する政策を打ち出している⁸⁾。

ここでいう法制副校長とは、法律教育の責任者のことを指す。区先進法制教育学校・区優秀法制副校長には警官・裁判官・検察官・司法所長・政治法律機関幹部が、法制副校長・校外法制教育活動は監獄・労教所・弁護士事務所の職員が担当する。このほか学校長、法制副校長、德育担任、共産党青年団、クラス担任、法制教育視導小組で協力して法律教育、犯罪予防教育に取り組んでいるのが中国の現状である。

各省庁の權益を保護するため柔軟な対応がなされなかった90年代までに比べると、中国でも（日本でも文部科学省と法務省が協力して少年犯罪防止に取り組んでいる）ソフトな政策立案が可能になってきたことを実感できる。

謝遠凡は、法律教育は生徒に人気があること、そのため法律教育を学校現場で実施することの必要性を述べている。

「法律の知識を学びたい生徒は100%で、80%の生徒は法律問題に関心を持っていた。試験、

競争が激化し、保護者は子どもの出世を望み、社会の変化は早く、中学高校生の目の前の圧力は大人と同じものである。最近は多くのいわゆる「良い子」の犯罪減少が増大し、少年犯罪も増加、低年齢化も進んでいる。中学・高校で、生活と密接な法律法規、例えば交通、消防、社会治安管理、薬物禁止、女性、児童保護、少年犯罪予防等を主とし、生徒の自己防衛と自律規範意識を高める。ほかに、憲法、民法、行政法、知識産権法、訴訟法、環境保護法など、全面的系統的な把握をしてもらい、法律の基礎を学び続けることとする。法律教育は法制副校長、法制輔導員の存在を重視し、法制副校長、法制輔導員は現場で活躍している者とする⁹⁾。

河南省固始县教育局は、「教政法〔2002〕3号青少年学生法律教育工作を強化する若干の意見」を受けて、①認識を高め、思想を統一する、②指導思想に基づき行なう、③重点的に推進するという目標を掲げている。各学校は、青少年法律教育をさまざまな工作の重要な位置におき、中央、省、市区委員会と「法制建設を強化する精神」、「四五普法規画」の要求により法律教育を推進し、青少年の法律意識を強化する事に重点においている¹⁰⁾。

内容：憲法、国旗法、義務教育法、教育法、刑法、労働法。中華人民共和国未成人保護法、未成人保護条例、中華人民共和国予防未成人犯罪法、娛樂場所管理条例、互聯網上服務營業場所管理条例、交通法規、治安条例、禁誹法律法規、環境保護法規など小学生守則、小学生日常行為規範、中学生守則、中学生日常行為規範、中小學生礼儀常規。

このように法律を学び、それと同時に自己保全を図りつつ社会性を身につけ、犯罪予防効果をねらったものとなっている。

泉州市洛江区教育局も、定期的に法律相談（青少年ため法律顧問が学習・仕事・生活の問題に回答）、法律教育（法律映画、専門的な法律講座、法律知識コンクール、法律スピーチ・コンテスト、法律宣伝新聞、法律展覧会、新聞などの多彩な宣伝活動）を行っている¹¹⁾。

北京市海淀区是北京の西北部にあり、北京大学、清華大学など有名大学がある文教地区であるが（面積も広いので文教地区だけではないが）、この種の犯罪予防に対しては積極的な取り組みがなされている。行政、教育行政、学校、司法、警察などまさに青少年犯罪関連の機関が一堂に会して連携し問題解決にあたらうと検討している。

海淀区教育委員会、区総治弁、区公安分局、区検察院、区法院、区公安局は海淀寄誦学校で会議を招集した。区の法律教育座談会ともいえ、全区の中学德育副校長、德育主任が座談会に参加した¹²⁾。

統治弁・李代正主任は、全区の各指導者は新しい状況要求に適合した青少年の法律教育を探索し、四位一帯（学校、単位、家庭、社区）の法律教育体系と機関を建設するよう話した。区検察院・李檢察長は、検察院は自己の職務を出発点として目標、経過、方法を確立し、実効性、規範を高めるよう注意し、また檢察官担任の法制副校長制度を強化してきたと話した。区法院・尚秀雲裁判官は少年犯罪問題の状況は厳しい、海淀寄誦学校・校長建国は一流の学校としたいと述べ

た。区教育委員は、区中学德育網と中学生健康成長研究センターの建設状況を紹介した。区教育委員主任胡は、全区の中学に法律教育を強化し政策を制定するよう要求し、学校は嚴重に不良行為を取り締まり、在校生の教育を行っていると述べた。それぞれの職権と職務の範囲と連携して問題の解決を探るなど、積極的な取り組みが北京市でもモデル地区である海淀区では実施されている。

このほか、教育力向上のため、たとえば樺甸市では「中小學法制教師基本功大會實施方案」が定められた¹³⁾。小中高の教師の法律教育の効果を高めるため、実施を決定した。筆記試験が1時間で、口述試験が小学生法制教育読本、中学生法制教育読本の中から現場で問題を選び、試験会場で30分準備し、5-10分試験官の前で授業をするというものである。筆記試験60点、口述40点で、1等賞、2等賞、3等賞を選び表彰し、市内教員の法律教育に対する意識を高めることが目的である。

では、学校は、どのような活動を行っているのだろうか。

李嵐によると、教師の法律観念は浅く、生徒に法律教育をすることもできない、さらに体罰で生徒の人身の権利、むやみに費用を徴収し生徒の財産権を侵し、生徒の教育を受ける権利も侵しているという。このため、「第一に教師の法律に対する意識と法治観念を高める、第二に教師に心理学、教育学、倫理学、法学、社会学など学科の教育を行う、第三に、教職工隊を整理し、不合格教師を追放する。学校の法律教育は長期的、科学的であるべきである。青少年の道徳教育・心理健康教育を強化し、法律教育の評価体系を確立する」と、外部から司法関係者を呼ばないと相応の教育が実施できないと指摘する¹⁴⁾。

しかし行政の介入で法律教育を行うだけではいけない。家庭でも法律教育に対して理解を示す必要があるという。

「多くの家庭は子どもの教育を重視しているが、法律教育には関心がない。保護者は自分の子どもが法律に触れることはないと自信を持っているが、いざ子どもが法律に触れる行為をすると後悔するばかりである。ある保護者は、法律教育は学校や社会が行い、家庭はただ子どもを勉強させていけばよいという偏った考えをもっている。多くの家庭では子どもに法律教育を行う意識がなく、とどまるところ、青少年の法律に対する意識も低いことになる¹⁵⁾。

これ以外に公安局が青少年の悩みに答えるサービスをしたり、犯罪に関する情報を提供している。日本でいえば区警察署、派出所を想像すればいい。

北京市公安局西城分局は校内法律教育を重視している。西城教育ネットは小中学生の校内法律教育のため開設された。西城公安分局局長はインタビューで、各種犯罪を撲滅するのは警察の天職だが、次世代の心身の健康に関心を持ち、彼らに必要な支援を提供するのも警察が担当すべき義務だと話した。区教育委員主任は記者に対して、青少年の法律教育に関して、長年公安分局と協力し多くの効果を出したと話した¹⁶⁾。

その一方で、司法機関の一つである北京市海淀検察院は、一貫して未成年者の司法保護犯罪予防を職務として重視してきた。北京市海淀区人民検察院青少年維権法律諮詢服務工作規程によって電話、手紙、メールで法律相談をしつつ、法律教育を行っている。

広東省では、「夏休み前、天河区洗村街『法律進社区』の小学で啓蒙活動が行われた。広州市検察院關心下一代工作委员会主任、検察院法制宣傳組成員は生徒保護者に未成年人保護法、未成年の保護、犯罪予防の授業を行った。権利と義務、いかに学校、教師の教育により自分の子どもをよくしていくのかなど。授業後、グループに分かれて討論した。生徒、政府関係者、保護者、教師は法律の授業を反映させること、多くの保護者は得たものが大きかったので、このような活動を多く行うことを学校に希望した」¹⁷⁾。

さらに裁判官も法律教育に対して積極的で、学校現場に入り奮闘している。

日本でも各弁護士会による取り組みが数年前から始まっているが、裁判官、検察官の学校教育への協力は今後のあるべき方向として期待されてはいるものの、東京地裁など一部の裁判所が学校に裁判官を派遣する制度を設けているのみである。

次に紹介するのは筆者が2005年1月に訪問したセンターである。

北京市青少年法律援助与研究センターは北京市郊外にあり、周囲は低層住宅が並ぶまだ開発前の北京市内を想像させる地域である。1999年8月、未成年に法律援助を行う民営機関として政府が初めて認めた北京市青少年犯罪研究会が設立された。職員は10名、そのうち5名が弁護士、5名が弁護士補助である。様々な関連法令の執筆を担当した実務家の集まった専門家集団である。

協力者は警察官、裁判官、政府関係者、専門家、新聞記者など100数十名いる。既に1万名が無料で法律相談を受けている。さらに未成年者の権利保障のため、訴訟支援制度も作った。全国でも影響力がある事件を既に100も取り扱っている。また1999年に青少年のための弁護士のネットワークづくりも行われ、600名近い弁護士が協力している。2004年は、①小中学校の校長、教師の法律教育への協力、教育現場との協力を強化し、弁護士が法律教育の授業をするための専門的な力量を上げる、②区団、区委、区未成年人保護委員会、区教育委員会と協力して保護活動、宣伝活動を行う、③社区弁護士として活動する、ネットワークを広げる、④六一児童節前後に大規模な義務法律諮詢活動を組織し、社会に対して未成年保護の理念と知識を宣伝した。

このように共産党組織ではない組織が青少年保護のために奮闘している状況に驚いた。若いロー・スクールを出た女性弁護士達の活躍が目立つ。

同様に1月に訪問した北京市青年宮にある北京市青少年法律与心理諮詢服務センターの取り組みは次のようであった。

1993年、北京市未成年人保護委員会と共産党青年团北京市委員会が1993年共同でセンターを設立した。初めて北京市で法人資格を得て青少年をサービスの対象とした組織である。北京赤十字会、中国人民大学、フィリップ・モリス（アジア）、北京図書大厦、英国大使館文化処、北京市

青年宮と協力関係にある。

法律、心理、教育の相談サービスを提供する社会団体で、法人代表は市未成年人委員会弁公室主任、団市委員会権益部長、主任は全国青少年自護教育設立者宗春山先生である。ただし、宗先生が経営のため寄付金などを集め、経営面の責任をとっている非営利団体である。日本では考えられない少年犯管教所（少年院）の少年と中学生との交流をしたり（中学生が少管所を訪問し一緒に遊ぶ）、テレビ番組で青少年問題を論じたり、センターの内外で活動している。上述したように政府に批准された民間団体であるので活動内容は自由である。宗先生は、法律観を養成する教育が必要、道徳は正解・不正解がないものであるが、法律教育に関しては、学校との連携で、講師の水準を高める必要を述べた。

その一方で政治的に法律教育の必要性を提唱する者もいる。

「改革開放と同時に社会主義の法制建設を進行し、我が国の歴史で長期に人治がなされてきたこと、極左が国家と民族に深刻な災難をもたらしたことを反省し、民族的な差別、経済未発達、緩慢な発展の危機を救う」として、中国文化の中で近代的な法律教育を学校教育で行うことの歴史的必然性を論じている¹⁸⁾。

法律教育以外に市行政が犯罪予防のため、貧困家庭の子どもに対する支援体制を確立している。たとえば、宜昌日報には次のような記事が紹介されている。

全省予防青少年予防犯罪工作会議の席で、市委員会常任委員、市委員政法委員会書記、市公安局長、市予防青少年違法犯罪工作指導小組組長に法犯罪工作指導小組組長王熱群は青少年犯罪予防工作の経験を紹介した。2001年以来、わが市では、「万千の花のつぼみを保護する行動」を実施し、青少年犯罪予防事業を推進した。2001年末、公安機関は率先して、都市部の1,053の貧困家庭と連絡し、これら子女の犯罪をゼロにした。2003年、全市で党政治幹部が貧困家庭の女性を助ける活動を展開した。2004年、社区関愛工作者隊を結成し、西陵区二馬路社区では全国で始めて「青少年違法犯罪社区予防計画試点単位」となった。全市で1,500名の貧しい学生が青年ボランティアの援助の下、学業を修めた。青年就業服務中心が成立し、都市部で100数名の退学した生徒を集め学習させている。近年、全市20余の企業が無職青年を入社させ、そのうち都市部では1,800数名であった¹⁹⁾。

日本でこのような取り組みをしているところはほとんどないに等しいが、行政の家庭への関与の影響を考えつつも、貧困家庭への人的支援の強化は必須ではなからうか。

5 中学の教科書に見る法律教育

中国の中学校の教科教育には、思想政治、思想品德という科目がある。思想政治課はあまりに知識偏重という批判もあり、新しく思想品德課の授業が登場した。しかし思想品德課はまだ試験的なものであり、また思想政治課もたえずその内容が改善されており、現在、中学生はこのどち

らかを受けることになる。内容は重複しているが、思想品德課のほうが「考える」授業を構想して、教科書の知識量、記述量が少ない。

それでは最新の中学校2年思想政治課の教科書から見ていきたい。

2年生の思想政治課は「自分に自信」「自立自強」「意志強固」「法律を守り法律を用いる」という4つの教育課題がある。この4つの教育課題は8課分に反映され、それぞれ「何ものにも変えがたい自分の尊厳」「自信をもつ」「自立した人生を歩む」「強く人生を生きる」「挫折が人生を豊かにしてくれる」「強くなるために」「法律の尊厳を感じる」「法律がわれわれの成長を保護している」という内容がある²⁰⁾。

第7課に相当する「法律の尊厳を感じる」には、どのような内容があるのだろうか。

「法律に親しみを感じること、わたしの身近な規則から法律は遠くない」という構成で、法律の意味作用を紹介している。この第7課は、さらに4回分の授業に分かれている。その具体的な内容は、以下の通りである。

第1日目

わたしの身近な規則。主に法律とは何かを紹介し、漫画形式、対比方式で規則があり、規則を分かること、規則を守ることの重要性、社会生活と規則は関係があることを説明する。生活の中の規則を生徒に感じてもらうため、法律と道徳、規律の区分をしてもらう。

第2日目

生活と法律は切っても切れない。法律は人々の行為規範、人々を保護するものであると説明する。まずディスコ狂いの夫婦が執法部門の警告を受けた事例と、漫画で法律が人々の行為規範に及ぼす作用をみる。最後に、法律は具体的に権利と義務を規定することを通して人々の行為を拘束し、違法行為には法律上の制裁、処理があることを示す。最後に法を学び、用い、守り、愛する必要性を述べる。

第3日目

法に触れてはいけない。主に違法行為を紹介し、事例を通して、法律に違反してはいけないと説明する。法律違反は行政、民事、刑事に分かれ、最後に民事違法行為と行政違法行為は一般違法行為に属すると説明する。

第4日目。

犯罪は必ず制裁を受ける。主に刑事行為と刑事処罰を紹介する。その次に刑法とその性質、最後に犯罪は危害を与えるもので、刑罰には刑罰をという因果関係を紹介する。刑事処罰に関しては、刑罰の意味、刑罰の種類を紹介する。刑罰は主刑・附加刑があり、主刑には管制、拘束、有期徒刑、無期徒刑、死刑、附加刑には罰金、政治権利剥奪、財産没収がある。最後に飛行機に乗った若者の冗談に関して論じ、生徒に、どんな人であろうとも法律に触れるのは違法行為で法律の制裁を受けることを紹介し、生徒の法を守る意識を高める。

第5日目

犯罪の危険を認識する。優秀な中学生の生徒が犯罪にのめりこんでいく事例を通して、自己に甘く、法律観念が薄いと容易に犯罪行為に走ってしまうことを紹介する。その次に事例を通して、生徒に犯罪の代価の大きさを認識させ、ただ社会と他人に損害を与えるだけでなく、家庭や自分にも禍をもたらすことを分からせる。最後に青少年は犯罪に対して犯罪とは関らないこと示す。

第6日目

自己保全を強化する。犯罪を紹介し、未然に防ぐことが必要だと述べる。小さいことから犯罪を予防するべきだという。予防未成年人保護法で不良行為、不良行為の内容を紹介し、自分にその種の活動がないかどうかをチェックし、生徒が不良行為を正し、未然に犯罪を防ぐよう指導する。

第8課「法律はわたしの成長を守る」の内容は次の通りである。

「未成年人保護法」を紹介し、どのように法律を運用して自己保全をするのかという内容である。

第1日目

特殊な保護、特殊な愛。家庭・学校・社会の保護、司法保護という構成で未成年人保護法の家庭・学校・社会の保護、司法保護の内容を紹介する。まず家庭は未成年者の成長のゆりかごで、性格、道徳、情緒の形成に大きな影響があること、のちに家庭保護の基本は未成年者を養い育て、監督することにあることを紹介する。学校保護の基本的内容は、未成年者に対して教育すること、彼らの心身と健康と合法的な権益を保護すること、未成年者の教育と成長、人身の権利の保護、生命安全の保障などにあると説明する。

第2日目

社会保護と司法保護。ある企業で雇用された童工の例を通して生徒に社会保護の必要性を感じさせる。社会が未成年者の健康的な成長に有利な環境を作る必要を示す。その次に社会、文化、身体健康、自由権、労働権など5つの方面の保護すべきことを示し、2枚の写真で社会保護を紹介する。

第3日目

支援の道。主に非訴訟的手段で自己の合法的権益を守る方法を紹介する。13歳の女の子が継父に学校に行くことを拒絶された事例を通して自己の権益が侵害されたとき相応の機構に支援を求め合法的な権益を維持する有効な手段を示す。さらに法律サービスを提供する機関、法律事務所、弁護士事務所、公証所などを紹介する。支援、争議の解決、問題処理などをする政府機関、社会团体、民衆組織を紹介する。

第4日目

主に訴訟で自己の権益を維持する手段を紹介する。訴訟には刑事訴訟、民事訴訟、行政訴訟が

あり、この種の訴訟の活用を理解する。最後に弁論活動を行い、生徒の間違った観念をなくし、彼らに権利正義を告発することを奨励する。自己の権益を守るだけでなく、法律の尊厳、社会の安定を得ることになるからである。

第5日目

どのように自己の権益を維持するのか、どのように権利侵害と争うのか。生徒が自覚的に法律により行動し、法律により権利を維持することで、自己の健康的な成長が維持でき、また法律の尊厳、社会の安定を維持できる。

この政治思想課のカリキュラムの改訂は、「中学2年思想政治課程標準修訂説明」（2005年4月）に詳しい。その具体的な内容を一部紹介すると次のようである。

第6課「法により青少年の健康的な成長を保護する」の内容のなかで、第一に、「未成年人保護法は、未成年者が健康的に成長するための専門的な法律」から、「未成年人保護法、予防未成年人犯罪法は重要な法律」だとした。第二に「18歳未満の公民はみな未成年者だ」という知識を削除した。第三に「未成年者は自己保護の意識、能力を高めるべきだ」という部分を増やした。

また、基本要素のうち5項目が変化した。第一に「未成年者の意味」は削除、第二に「法律は未成年者を保護している」という暗記要求の削除、第三に「未成年保護の法律名称の暗記を増やし」、第四に「個人が見聞きするところと未成年人保護法の関連規程に照らして未成年者保護法に違反する現象や行為を判断する」という運用要求を増やし、第五に「刑事・民事・行政の違法行為の知識問題」を増やした。

知識偏重、概念的で理解が難しい生徒の生活とは離れた法律の学習、暗記を削除し、実践レベルの活動を増加するなどの改訂であった。

さて、一方の思想品德課であるが、これは次のような教科特性をもつ。教育部は正式に全日制義務教育「思想品德課程標準（実験稿）」を公布した。新華網によると、「思想品德課は小学校の『品德と生活』『品德と社会』の基礎の上、中学校での基本的総合的な必修の授業である。新しく発布した課程標準は十六大精神と公民道德建設実施綱要の要求を貫徹し、正確な教育を堅持し、積極的に社会の進歩、時代の発展の特徴、生徒の実際に基づく思想品德教育の目標要求を提言した。2003年秋から一部の実験区で実施され、徐々に全国レベルで普及させる」というものであった²¹⁾。

インターネット上で徳育に関する様々なホームページの開設は相次いでおり、関係者、保護者が徳育に関する政策の変化、学校の教育状況などを知るには大変便利な時代となっている。そのなかで東平教育信息网では「中学思想品德課程標準の設計思考と特徴の分析」（単曉紅・人民教育出版社政治室）として、「政治思想課と比べて、事例、構成、表現方法など大きく改善された。どのように生徒の心身の発達と思想品德の形成のあり方に近づくことができるのか、また党と国家の要求と生徒の心身の状態を一致させるのか、素質教育の理念を行間に浸透させるにはどうし

たらしいのかに苦心した」と書かれている。

思想政治課では政治課の政治性を強調し、人文性を無視する傾向があった。政治課は人情味に欠け中学生の生活とは乖離していたため、教育効果に大きな問題を及ぼしたという批判があった。

中国では受験戦争の激化に伴い、その反省から80年代後半素質教育が言われた。そのなかで生徒寄りの教育が志向されてきた。今なお、中国の教育は知識偏重のきらいがあるが、国内の教育問題解決のため生徒主体の授業が志向される方向にあるといえる。

思想品德課のカリキュラムにみられる項目は次のものがある。

	心理健康	道德	法律	国情教育
成長する私	自己認識	自尊心	法を学ぶ・法を用いる	文化を認識・中国の心
私と他人の関係	交流・分かり合う	交際のなかの品德	権利と義務	共同理想
私と国家と社会の関係	積極的に社会に適應する	社会的責任を負う	法律と社会秩序	国情を知り中華を愛する

思想政治課の教科書は説明文と所与の知識量が多いが、それでも、どうして憲法・法律があるのか、さらに現存する社会問題と法律に対して中学生向けに詳細な資料を提供する評価できるのである。自分の生活レベルまで人権問題を落とし、中国社会固有の問題を法律で解決できる方策を提示している点の特徴である。

思想品德課は絵が多く、問題方式で社会に対する危害の程度、違反した法律、法律上の責任、違法の類別を空欄補充する欄がある。カラー写真が豊富に用いられているが、説明と事例の紹介が少ない。弁護士の存在など、これまで紹介されていなかったものが紹介されている。

それゆえ思想品德課の教科書を見ると、思想政治課でふんだんに説明することで込められていたメッセージが単純化されており、生徒の政治性が欠如しないか、また思想品德の「人文性」が逆に問題の本質を見ない表面的な思想の注入になりはしないかと危惧される。

さらに具体的に思想品德課の法律教育に関連した部分を見ていきたい。

教育部制定「全日制義務教育思想品德課程標準」(2003年7月)の目標には、「法律が一種の特殊な行為規範であることを知り、法律が社会生活の中で作用することを理解する」「我が国の法律は未成年者に特別な保護をしていることを理解し、法律を運用し合法的な權益を保持する」「我が国の法律の未成年者の犯罪を予防する規定を理解し、防犯意識を養成する」と書かれている。

- 1 法律は国家が制定し、国家の強制力で実施を保証する特殊な行為規範であり、我が国の法律が人民の意志と利益を体現するものであることを理解する。

- 2 法律を理解することは権利規程と人々の行為規範となる義務を通して、紛糾を解決し、犯罪に制裁を加えることを通して、人々の合法的な権利を保持することを理解する。
- 3 家庭保護、学校保護、社会保護、司法保護の基本内容を理解する。
- 4 不良行為と嚴重な犯罪につながる不良行為を知り、「有害、賭博、毒物」と法輪功・邪教などの誘惑に乗らないことを知る。
- 5 日常生活の中で自己を保護する方法と技能、法律の支援を得る方法とその過程を知り、自己保全、法律を運用して犯罪に対峙することができる。

以上のことから、現在の中国の法律教育は過渡期にあるが、中国の法律教育は日本とは大きく異なり、日常生活レベルに即して法律の教育をする姿勢が進んでいる。日本が法律教育の導入に遅れたという事実を単純に言うだけでなく、学齢期の子どもの法律教育に関心を持たなかった日本社会の構造、人々の関心、社会問題への取り組みのあり方に問題があると考えられる。

この点に関する詳細な論稿は次の機会に発表したい。

6 おわりに

少年犯罪の対処の方法は中国と日本では大きく異なっている。

第一に、中国では犯罪予防の認識が高いことである。これは中国の社会が多様であり、貧困から犯罪に走ること、自己の権益が守れないこと、日本と同じように都市文化の影響で簡単に非行に走るケースが見られるなど、その対応に追われているためである。

第二に、従来から、共産党組織や党の活動が犯罪防止に役立ったが、最近の中国では党主導の活動より学校教育で犯罪予防をする方向にある。

第三に、日本では、個人のプライバシーや行政の家庭への介入への蓄積がないことが、問題を放置させる原因となっている。抜本的な改革が必要だと考える。

第四に、中国ではモデル地区を選定し、その実施の状況を広く全国に進めていく政策方針を取っている。犯罪予防教育に対する各界の連携も北京市海淀区などは好例だが、各々の機関が協力しあう雰囲気を作っている。日本も各市町村にモデル地区を作るべきではないか。

第五に、日本では司法関係者の少年への関与が少ない。少年犯罪を実際に担当をする検察官、裁判官、家裁調査官、矯正機関の技官、法務教官が、児童・生徒に還元していくことに消極的すぎる。弁護士もしかりである。

第六に、問題が山積みである少年犯罪について、学校教育で減少する可能性について検証する研究が日本では少なすぎる。法教育研究会（「我が国における法教育の普及・発展を目指して—新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために—」平成16年4月）のものを除けば、日本で少年犯罪は、起こるべくして起こる社会悪、現代社会の問題の反映だ、と表現され、防止のため必要なことを模索しようともしていない。

本研究は、平成16年度名古屋市立大学特別研究奨励費によるものである。

註

- 1) 岡村志嘉子「中国における青少年犯罪予防対策の新たな展開」青少年問題研究会『青少年問題』(52-2)、2005年、pp. 50-53。
中国の少年犯罪に関しては、鈴木博康・秦喜梅「現代中国における少年保護育成法制について(1)」久留米大学法学会『久留米大学法学』2004年、pp. 165-188では、中華人民共和国未成年者保護法、未成年者犯罪防止法を翻訳されている。これ以外に、田代徹也「中国における青少年犯罪の増加とその背景」(『大阪城南女子短期大学研究紀要』37号、2002年、pp. 1-32)、郭翔「中国青少年犯罪研究」(『愛知大学国際問題研究所紀要』2002年、pp. 1-28)、莫洪憲「講演—中国における未成年者の犯罪状況の分析—湖北省における未成年者犯罪の実態調査をもとに」(国土館大学比較法制研究所『比較法制研究』2004年、pp. 221-236)がある。
- 2) 2004年8月31日新華社。
- 3) http://www.tj.xinhuanet.com/news/20004-08/31/content_2782501.htm。
- 4) 王鉄民「青少年の犯罪特徴と原因」中国教育報2002年8月9日。
- 5) 花秀駿、華軍「挫折教育と青少年犯罪予防」中国教育報2003年4月4日。
- 6) 解放日報2001年8月16日。
- 7) 中国教育報2004年6月29日。
- 8) 焦新「青少年学生法制教育の強化」中国教育報2002年12月3日。
- 9) 謝遠凡「中学生の法制教育を教材によって強める」2003年7月。
- 10) 河南省固始县教育局「法を学び、法を用いる」。http://www.legalimfo.gov.cn/zt/2004-04/27/content_95732.htm。
- 11) 泉州市洛江区教育局「洛江区教育系統青少年学生法制教育工作強化の実施意見についての通知」2003年5月6日。http://www.qzljy.com/xxca/xftz_2.htm。
- 12) 北京市教育委員会。<http://dyc.bjedu.gov.cn/gzjl/1/104.htm>。
- 13) 權甸市「中小学法制教師基本功大会实施方案」2005年3月14日。
- 14) 李嵐「学校は青少年の犯罪への道を予防する」2002年4月19日中国教育報。
- 15) 中国教育報2002年1月4日。
- 16) 中国教育報2004年1月5日。
- 17) 中国教育報2004年7月12日。
- 18) 漢陽県漢陽中学鄧定文「政治課教育の中の法制教育」安康日報2005年4月14日。
<http://www.akrc.cn/ShowArticle.asp?ArticleID=1129>。
- 19) 宜昌日報2005年4月30日。http://www.ycrb.com.cn/news/seeit.asp?news_id=9545。
- 20) 「七年級思想政治課程教材解析」人民教育出版社、2005年4月1日。
- 21) 新華網2003年5月23日。